



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年11月20日金曜日 第2119号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

一部事務組合の規約の変更許可.....	1004
保安林の指定.....	1005
公共測量の実施の通知(2件).....	1005
都市計画事業の認可(2件).....	1005
新たな土地改良事業の施行の認可.....	1006
建設業者の許可の取消し.....	1006
道路の区域変更(県道広田双海線).....	1006
道路の供用開始(県道広田双海線).....	1006
道路の区域変更(県道中山双海線).....	1007
道路の供用開始(県道中山双海線).....	1007
道路の供用開始(県道松山川内線).....	1007
開発行為に関する工事の完了(2件).....	1007
道路の供用開始(県道美川小田線).....	1008
建設業者の許可の取消し.....	1008
道路の区域変更(県道鳥井喜木津線).....	1008
道路の供用開始(県道鳥井喜木津線).....	1008
道路の区域変更(県道串内子線).....	1009

### 監査公表

総務管理課、人事課、財政課、税務課、市町振興課、私学文書課、行政システム改革課、企画調整課、交通対策課、統計課、情報政策課、秘書課、広報広聴課、県民生活課、男女参画課、県民活動推進課、人権対策課、消防防災安全課、危機管理課、環境政策課、循環型社会推進課、自然保護課、保健福祉課、医療対策課、健康増進課、業務衛生課、子育て支援課、障害福祉課、長寿介護課、産業政策課、労政雇用課、産業創出課、経営支援課、観光物産課、国際交流課、農政課、農業経済課、ブランド戦略課、農地整備課、農産園芸課、畜産課、林業政策課、森林整備課、漁政課、水産課、漁港課、土木管理課、用地課、河川課、水資源対策課、港湾海岸課、砂防課、道路建設課、道路維持課、都市計画課、都市整備課、建築住宅課、出納局、人事委員会事務局、議会事務局、監査事務局、教育総務課、生涯学習課、義務教育課、高校教育課、人権教育課、特別支援教育課、文化振興課、文化財保護課、保健スポーツ課、労働委員会事務局、警察本部.....1009

東予地方局総務企画部、健康福祉環境部、四国中央保健所、産業経済部、東予家畜保健衛生所、建設部、四国中央土木事務所、今治土木事務所、鹿森ダム管理事務所、黒瀬ダム管理事務所、玉川ダム管理事務所、台ダム管理事務所、出納室.....1013

中予地方局総務企画部、健康福祉環境部、産業経済部、中予家畜保健衛生所、建設部、久万高原土木事務所、出納室.....1014

南予地方局総務企画部、健康福祉環境部、産業経済部、南予家畜保健衛生所、建設部、大洲土木事務所、八幡浜土木事務所、西予土木事務所、愛南土木事務所、須賀川ダム管理事務所、山財ダム管理事務所、出納室.....1015

東京事務所、研修所、消防学校、消費生活センター、医療技術大学、中央児童相談所、東予児童相談所、南予児童相談所、食肉衛生検査センター、動物愛護センター、衛生環境研究所、心と体の健康センター、歯科技術専門学校、看護専門学校、身体障害者更生相談所、婦人相談所、知的障害者更生相談所、子ども療育センター、えひめ学園、計量検定所、産業技術研究所(繊維産業技術

センター、紙産業技術センター、窯業技術センター)、新居浜高等技術専門学校、今治高等技術専門学校、松山高専技術専門学校、宇和島高等技術専門学校、大阪事務所、病害虫防除所、農業大学校、農林水産研究所(果樹研究センター、畜産研究センター、林業研究センター、水産研究センター、栽培資源研究所)、家畜病性鑑定所.....1016

中予教育事務所、東予教育事務所、南予教育事務所、総合教育センター、生涯学習センター、総合科学博物館、歴史文化博物館、図書館、博物館、えひめ青少年ふれあいセンター、美術館、川之江高等学校、三島高等学校、土居高等学校、新居浜東高等学校、新居浜西高等学校、新居浜南高等学校、新居浜工業高等学校、新居浜商業高等学校、西条高等学校、西条農業高等学校、小松高等学校、東予高等学校、丹原高等学校、今治西高等学校、今治南高等学校、今治北高等学校、今治工業高等学校、伯方高等学校、弓削高等学校、北条高等学校、松山東高等学校、松山南高等学校、松山北高等学校、松山中央高等学校、松山工業高等学校、松山商業高等学校、東温高等学校、上浮穴高等学校、小田高等学校、伊予農業高等学校、伊予高等学校、中山高等学校、大洲高等学校、大洲農業高等学校、長浜高等学校、内子高等学校、八幡浜高等学校、八幡浜工業高等学校、川之石高等学校、三崎高等学校、三瓶高等学校、宇和高等学校、野村高等学校、宇和島東高等学校、宇和島水産高等学校、吉田高等学校、三間高等学校、北宇和高等学校、津島高等学校、南宇和高等学校、今治東中等教育学校、松山西中等教育学校、宇和島南中等教育学校・高等学校、松山盲学校、松山聾学校、宇和聾学校、しげのぶ特別支援学校、第三養護学校、今治養護学校、宇和養護学校.....1018

四国中央警察署、新居浜警察署、西条警察署、西条西警察署、今治警察署、伯方警察署、松山東警察署、松山西警察署、松山南警察署、久万高原警察署、伊予警察署、大洲警察署、八幡浜警察署、西予警察署、宇和島警察署、愛南警察署.....1019

公営企業管理局総務課、発電工水課、県立病院課、銅山川発電所、松山発電工水管理事務所、今治地区工業用水道管理事務所、西条地区工業用水道管理事務所、中央病院、今治病院、三島病院、南宇和病院、新居浜病院.....1019

### 教育委員会告示

平成22年度愛媛県県立高等学校一般入学者選抜追検査実施要項.....1021

平成22年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考追検査実施要項.....1022

平成22年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜追検査実施要項.....1022

### 雑 報

理容師国家試験及び美容師国家試験に関する公示.....1023

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1401号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項本文の規定により、次のとおり宇和島地区広域事務組合の規約の変更を許可した。

平成21年11月20日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更事項

汚泥再生処理センターの設置及び管理運営に関する事務の追加

- 2 規約変更年月日  
平成21年11月11日
- 3 規約変更許可年月日  
平成21年11月11日

#### ○愛媛県告示第1402号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年11月20日

愛媛県知事 加戸守行

- 1(1) 保安林の所在場所  
四国中央市金田町半田字赤松谷丁56の83、丁56の123、丁56の124、丁56の173、丁56の176、字長尾谷丁560、丁568
  - (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐は、択伐による。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
  - 2(1) 保安林の所在場所  
四国中央市金田町半田字赤松谷丁56の83、字長尾谷丁560、丁568
  - (2) 指定の目的  
公衆の保健
  - (3) 指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐は、択伐による。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
  - 3(1) 保安林の所在場所  
宇和島市寄松字葛ヶ谷乙222の1（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐は、択伐による。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係

書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### ○愛媛県告示第1403号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、砥部町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成21年11月20日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 公共測量（1 / 2,500、1 / 5,000、1 / 10,000地形図作成）
- 2 作業期間 平成21年11月20日から  
平成22年3月30日まで
- 3 作業地域 砥部町

#### ○愛媛県告示第1404号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山地方事務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成21年11月20日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 公共測量（基準点設置作業）
- 2 作業期間 平成21年11月25日から  
平成22年2月28日まで
- 3 作業地域 松山市高岡町・南吉田町

#### ○愛媛県告示第1405号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成21年11月20日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 施行者の名称  
松山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
松山広域都市計画道路事業  
3・2・3来住余戸線
- 3 事業施行期間  
平成21年11月20日から  
平成27年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
愛媛県松山市市坪西町、出合、余戸南一丁目及び余戸南二丁目地内
  - (2) 使用の部分  
愛媛県松山市市坪西町地内

#### ○愛媛県告示第1406号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

なお、事業地の全部について、都市計画法第69条の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第31条の規定により、都市計画事業の認可後の収用又は使用の手続が保留されるので、併

せて告示する。

平成21年11月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 施行者の名称

松山市

2 都市計画事業の種類及び名称

松山広域都市計画道路事業

3・4・56余戸北吉田線

3 事業施行期間

平成21年11月20日から

平成29年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

愛媛県松山市余戸西一丁目、余戸西二丁目、余戸西三丁目、余戸西四丁目、東垣生町、久保田町及び南吉田町地内

(2) 使用の部分

愛媛県松山市東垣生町、久保田町及び南吉田町地内

5 収用又は使用の手続が保留される事業地の範囲

愛媛県松山市余戸西一丁目、余戸西二丁目、余戸西三丁目、余戸西四丁目、東垣生町、久保田町及び南吉田町地内

○愛媛県告示第1407号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、四国中央市三島土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・五良野ポンプ地区）の施行を平成21年11月13日認可した。

平成21年11月20日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

○愛媛県告示第1408号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成21年11月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
( 般 - 18 ) 第 6394 号	平成 18 年 9 月 18 日	(株)向井工務店	向井寿美子	越智郡上島町岩城746	平成 21 年 10 月 1 日	とび・土工事業 ほ装工業 しゅんせつ工業 水道施設工業	建設業の廃止 (一部)
( 般 - 16 ) 第 15644 号	平成 16 年 10 月 20 日	(有)中家工務店	中家 義行	今治市新谷甲186 - 8	平成 21 年 10 月 5 日	タイル・れんが・ブロック 工業	建設業の廃止 (一部)
( 般 - 18 ) 第 16063 号	平成 19 年 1 月 5 日	東洋コンクリート工業(株)	菊野 先一	四国中央市川滝町下山20 90	平成 21 年 10 月 8 日	土工事業 とび・土工事業 造園工業	建設業の廃止
( 般 - 17 ) 第 3540 号	平成 17 年 10 月 16 日	加藤電設(株)	加藤 恵三	西条市大町293 - 12	平成 21 年 10 月 16 日	電気工業	建設業の廃止
( 般・特 - 19 ) 第 8312 号	平成 19 年 7 月 9 日	(株)夢創	大久保仁意	今治市石井町 2 - 3 - 1	平成 21 年 10 月 16 日	管工業	建設業の廃止 (一部)
( 般 - 18 ) 第 11400 号	平成 19 年 1 月 28 日	赤石建設(有)	藤原 啓治	今治市上浦町井口2800	平成 21 年 10 月 28 日	土工事業 とび・土工事業 石工業、管工業 ほ装工業 しゅんせつ工業 水道施設工業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1409号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年11月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	広田双海線	伊予市中山町佐礼谷 3 号176番 8 から 同市双海町上灘字横山甲2056番 9 地先まで	旧	メートル 14.3 ~ 50.0	キロメートル 0.418	
			新	4.6 ~ 114.3	0.566	

○愛媛県告示第1410号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年11月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広田双海線	伊予市中山町佐礼谷3号168番5から 同市双海町上灘字横山甲2056番9地先まで	平成21年11月20日

## ○愛媛県告示第1411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年11月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	中山双海線	伊予市中山町佐礼谷3号168番5から 同市双海町上灘字船屋久保成348番9まで	旧	メートル 4.5～58.0	キロメートル 0.697	
			新	10.7～30.5	0.508	

## ○愛媛県告示第1412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年11月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中山双海線	伊予市双海町上灘字船屋久保成348番9から 同町上灘字船屋久保成348番6まで	平成21年11月20日

## ○愛媛県告示第1413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年11月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山川内線	松山市平井町甲2297番4	平成21年11月20日

## ○愛媛県告示第1414号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年11月20日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
21中局建（開）第35号 平成21年11月11日	伊予郡松前町大字西古泉字四日市560番4	伊予市米湊834番地20 株式会社亀岡

## ○愛媛県告示第1415号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年11月20日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
21中局建（開）第36号 平成21年11月12日	伊予市本郡伊賀549番3、550番2	伊予市米湊字大角蔵1521番地2 有限会社グランワールド

## ○愛媛県告示第1416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年11月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川小田線	上浮穴郡久万高原町大川4340番2から 同町大川4254番4まで	平成21年11月20日

## ○愛媛県告示第1417号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成21年11月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取 り 消 し た 建設業の種類	取消しの原因 となった事実
（般 - 17）第3744号	平成18年 1月31日	渡辺工務店	渡辺純一郎	宇和島市中央町1 - 1 - 28	平成21年 10月8日	建築工事業	建設業の廃止
（般 - 17）第5558号	平成17年 9月20日	宮本塗装工業	宮本 正敏	八幡浜市大平2 - 955 - 1	平成21年 10月9日	塗装工事業 防水工事業	建設業の廃止
（般 - 21）第16523号	平成21年 7月2日	伊予ネット	梅原 國男	西予市宇和町明間1237	平成21年 10月19日	とび・土工事業	建設業の廃止 （法人成り）
（般 - 19）第16118号	平成19年 6月5日	稲葉総業	稲葉 規	大洲市田口甲2022 - 2	平成21年 10月27日	とび・土工事業	建設業の廃止 （法人成り）

## ○愛媛県告示第1418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年11月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 員	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町三机字佐市乙4250番5から 同町三机字佐市乙4231番8まで	旧	メートル 4.0～31.0	キロメートル 0.225	
		西宇和郡伊方町三机字佐市乙4250番5から 同町三机字佐市乙4231番7まで	新	16.0～49.0	0.201	

## ○愛媛県告示第1419号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年11月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町三机字佐市乙4250番5から 同町三机字佐市乙4231番7まで	平成21年11月20日

○愛媛県告示第1420号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年11月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	串内子線	喜多郡内子町内子3546番地先から 同町内子272番まで	旧	メートル 4.3～9.3	キロメートル 1.155	
			新	7.1～10.2	0.135	

監 査 公 表

○公表第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成21年11月20日

愛媛県監査委員 白石 友一  
同 明比 昭治  
同 河野 忠康  
同 和氣 政次

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
総 務 管 理 課	平成21年9月8日
人 事 課	"
財 政 課	"
税 務 課	"
市 町 振 興 課	平成21年9月2日
私 学 文 書 課	"
行 政 シ ス テ ム 改 革 課	"
企 画 調 整 課	平成21年9月3日
交 通 対 策 課	"
統 計 課	平成21年9月11日
情 報 政 策 課	平成21年9月3日
秘 書 課	平成21年10月15日
広 報 広 聴 課	"
県 民 生 活 課	平成21年9月11日
男 女 参 画 課	"
県 民 活 動 推 進 課	"
人 権 対 策 課	平成21年9月2日
消 防 防 災 安 全 課	平成21年9月7日

危 機 管 理 課	平成21年9月8日
環 境 政 策 課	平成21年9月11日
循 環 型 社 会 推 進 課	平成21年9月10日
自 然 保 護 課	"
保 健 福 祉 課	平成21年9月7日
医 療 対 策 課	"
健 康 増 進 課	平成21年9月11日
薬 務 衛 生 課	"
子 育 て 支 援 課	平成21年8月20日
障 害 福 祉 課	"
長 寿 介 護 課	"
産 業 政 策 課	平成21年9月11日
労 政 雇 用 課	"
産 業 創 出 課	平成21年9月8日
経 営 支 援 課	"
観 光 物 産 課	"
国 際 交 流 課	"
農 政 課	平成21年9月3日
農 業 経 済 課	"
ブ ラ ン ド 戦 略 課	"
農 地 整 備 課	"
農 産 園 芸 課	"
畜 産 課	"
林 業 政 策 課	平成21年9月7日
森 林 整 備 課	"
漁 政 課	平成21年9月2日
水 産 課	"
漁 港 課	"

土 木 管 理 課	平成21年 9月10日
用 地 課	"
河 川 課	平成21年 9月 7日
水 資 源 対 策 課	"
港 湾 海 岸 課	"
砂 防 課	"
道 路 建 設 課	平成21年 8月20日
道 路 維 持 課	"
都 市 計 画 課	"
都 市 整 備 課	"
建 築 住 宅 課	"
出 納 局	平成21年 8月25日
人 事 委 員 会 事 務 局	"
議 会 事 務 局	"
監 査 事 務 局	"
教 育 総 務 課	平成21年 9月 2日
生 涯 学 習 課	"
義 務 教 育 課	平成21年 9月10日
高 校 教 育 課	"
人 権 教 育 課	平成21年 9月 7日
特 別 支 援 教 育 課	平成21年 9月10日
文 化 振 興 課	"
文 化 財 保 護 課	"
保 健 ス ポ ー ツ 課	"
労 働 委 員 会 事 務 局	平成21年 8月25日
警 察 本 部	平成21年10月15日

(監査の結果)

平成20年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

- 現金支給する職員(1名)の給与について、支給定日を11日遅延して支給していたほか、このために発生した給与資金前渡担当者預金口座の預金利息を収入していなかった。(市町振興課)
- 職員(1名)の通勤手当について、通常徒歩によることを例とする距離内(1km以下)の区間を含めて交通用具の使用距離を算定していたため、計30,000円(平成20年4月から21年3月までの12か月分)が過支給となっていた。(企画調整課)
- 職員(1名)の通勤手当について、異動前の所属において経路の認定誤りがあったにもかかわらず、要件を具備しているかどうか、手当の額が適正であるかどうかの確認が十分でなかったため、当課において計28,800円(平成20年4月から21年3月までの12か月分)、異動前の所属において計86,400円(平成17年4月から20年3月までの36か月分)、合計115,200円が過支給となっていた。(秘書課)
- 県民だより「さわやか愛媛」の印刷及び新聞折込に関する委託契約について、特定調達契約に該当するにもかかわらず、政令・県規則に基づく随意契約の相手方、その理由等の公告を行っていなかった。(広報広聴課)
- 代執行費用徴収金について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債 務 者	収入未済額(円)	備 考
17年度	6者	58,414,999	

(循環型社会推進課)

6 生活安定資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
20年度	0	51,907,330	51,907,330	
19年度	0	53,795,855	53,795,855	
差引増減	0	1,888,525	1,888,525	

(保健福祉課)

7 低所得世帯子弟就学奨励補助金の返納金について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債 務 者	収入未済額(円)	備 考
11年度	1者	100,000	実債務者数1者
12年度	1者	36,000	
計	2者	136,000	

(保健福祉課)

8 災害救助基金の積立額が災害救助法に定める最少額に達していなかった。(保健福祉課)

9 児童扶養手当返還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
20年度	250,320	24,127,440	24,377,760	
19年度	83,440	25,650,220	25,733,660	
差引増減	166,880	1,522,780	1,355,900	

(子育て支援課)

10 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
20年度	21,646,565	141,790,500	163,437,065	
19年度	20,749,385	126,314,140	147,063,525	
差引増減	897,180	15,476,360	16,373,540	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
20年度	1,559,421	16,903,769	18,463,190	
19年度	1,753,025	15,838,074	17,591,099	
差引増減	193,604	1,065,695	872,091	

(子育て支援課)

11 心身障害者扶養共済年金過払金について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債 務 者	収入未済額(円)	備 考
19年度	1者	280,000	

20年度	1者	80,000	実債務者数1者
計	2者	360,000	

(障害福祉課)

12 企業立地促進事業費補助金返還金について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備考
19年度	1者	34,796,000	

(産業政策課)

13 地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金償還金について、収入未済額の縮減に引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	0	121,800	121,800	
19年度	0	156,600	156,600	
差引増減	0	34,800	34,800	

(労務雇用課)

14 中小企業振興資金特別会計における高度化資金貸付金償還金、繊維工業構造改善資金貸付金償還金、設備近代化資金貸付金償還金及び施設共同化資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

(高度化資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	0	1,073,846,000	1,073,846,000	
19年度	0	1,083,846,000	1,083,846,000	
差引増減	0	10,000,000	10,000,000	

(繊維工業構造改善資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	0	221,492,999	221,492,999	
19年度	82,214,000	148,499,904	230,713,904	
差引増減	82,214,000	72,993,095	9,220,905	

(設備近代化資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	0	32,358,998	32,358,998	
19年度	0	32,658,998	32,658,998	
差引増減	0	300,000	300,000	

(施設共同化資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	0	9,322,779	9,322,779	
19年度	0	9,322,779	9,322,779	
差引増減	0	0	0	

(経営支援課)

15 中小企業振興資金特別会計における違約金(貸付金償還金に伴うもの。)について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備考
13年度	1者	18,230	

(経営支援課)

16 職員(1名)の単身赴任手当について、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法を検討することなく交通距離を算定したことから、計72,000円(平成20年4月から21年3月までの12か月分)が過支給となっていた。

(農政課)

17 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	1,875,000	18,778,044	20,653,044	
19年度	1,655,000	20,688,044	22,343,044	
差引増減	220,000	1,910,000	1,690,000	

(林業政策課)

18 林業改善資金特別会計における違約金(貸付金償還金に伴うもの。)について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備考
15年度	1者	315,747	実債務者数4者
16年度	1者	212,646	
19年度	2者	455,552	
20年度	3者	830,254	
計	7者	1,814,199	

(林業政策課)

19 県有林経営事業特別会計について、平成20年度末の歳入不足額が21億4,700万円余と、前年度より3,300万円余悪化していることから、今後とも健全な経営に向けてより一層の努力が望まれる。

(森林整備課)

20 沿岸漁業改善資金特別会計における沿岸漁業改善資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	1,000,000	3,070,000	4,070,000	
19年度	1,500,000	1,780,000	3,280,000	
差引増減	500,000	1,290,000	790,000	

(漁政課)

21 違約金(設計委託業務に伴うもの。)について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備考
12年度	1者	210,000	

(漁港課)

22 草刈作業車のリース契約について、他に草刈機能を有する車両が販売されていたにもかかわらず、1機種しかないものと判断し、経済性



を十分に比較検討することなく導入を決定し、地方機関に導入時期、契約相手、契約方法を指示していた。(道路維持課)

23 住宅貸付損害金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	1,879,576	27,616,229	29,495,805	
19年度	2,994,467	24,701,762	27,696,229	
差引増減	1,114,891	2,914,467	1,799,576	

(建築住宅課)

24 奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	18,380,000	13,574,000	31,954,000	
19年度	12,074,000	10,556,000	22,630,000	
差引増減	6,306,000	3,018,000	9,324,000	

(教育総務課)

25 給与の過払金について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債 務 者	収入未済額(円)	備 考
17年度	1者	392,002	

(義務教育課)

26 県立学校におけるパソコンLANシステムの更新(情報教育設備整備促進費)に当たり、導入対象校あてに機器等の数量、性能の仕様等を示したものの、賃借料の月額限度額(166,000円)内であれば各校の判断で変更してもよいと通知したため、各校が賃貸借契約を実施した結果、次の不経済な執行が散見された。

- ・本システムの用途から判断して過剰と認められる性能を有する機器が導入されていた。
- ・機器仕様を示されていない周辺装置が導入されていた。
- ・クラス最多の生徒数を上回る数量の生徒用パソコンが導入されていた。

(高校教育課)

27 県立学校における校内LAN用端末機及びソフトウェアの賃貸借契約について、納入機器等の引渡し及び確認検査が賃貸借契約開始日以降に行われていたものが散見された。賃貸借開始日までに賃貸借機器等の動作確認を含めた検査を行い、その結果を賃貸人に通知するとする条項を契約書に規定すべきであった。(高校教育課)

28 職員(1名)の出張中の超過勤務手当について、計132,840円(平成21年1月及び2月分)が支給不足となっていた。(高校教育課)

29 職員(1名)の単身赴任手当について、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法を検討することなく交通距離を算定したことから、計66,000円(平成20年4月から21年2月までの11か月分)が過支給となっていた。(高校教育課)

30 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	49,788,467	235,769,897	285,558,364	

19年度	46,703,198	192,074,029	238,777,227	
差引増減	3,085,269	43,695,868	46,781,137	

(人権教育課)

31 放置違反金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、徴収方法を検討するなど、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	9,993,000	15,547,763	25,540,763	
19年度	12,468,000	7,650,000	20,118,000	
差引増減	2,475,000	7,897,763	5,422,763	

(警察本部)

32 損害弁償金について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債 務 者	収入未済額(円)	備 考
17年度	1者	429,000	
19年度	1者	924,000	
計	2者	1,353,000	

(警察本部)

33 延滞金(放置違反金に伴うもの。)について、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	306,300	119,800	426,100	
19年度	125,700	2,000	127,700	
差引増減	180,600	117,800	298,400	

(警察本部)

34 職員(1名)の通勤手当について、人事委員会の運用通知に基づき最短の経路でなく社会通念上合理的と認める経路について認定するときは、職員からの十分な検討材料の提供を受けて総合的に判断しなければならないとされているところ、十分な検討がないまま届出のあった通勤経路を認定したことにより、計14,400円(平成20年10月から21年3月までの6か月分)が過支給となっていた。(警察本部)

35 運転免許証IC化関連情報システムの賃貸借契約(5件)について、次のとおり改善を要する点があった。

- ・業務の再委託に必要とされる県の承諾がないまま保守業務の再委託が行われていた。
- ・「愛媛県警察情報セキュリティ対策基準」に基づいて契約の相手方に遵守させることとされている守秘義務や再委託管理などの措置が、契約書に明記されていなかった。
- ・動作確認を含めた確認検査を行わないまま、賃貸借機器等の引渡しを受けていた。賃貸借開始日までに賃貸借機器等の動作確認を含めた検査を行い、その結果を賃貸人に通知するとする条項を契約書に規定すべきであった。(警察本部)

36 産業廃棄物の収集運搬処分に係る委託契約について、次のとおり改善を要する点があった。

- ・収集運搬業務と処分業務を一つの業務とした随意契約であったにもかかわらず、処分業の許可を有しない者から見積りを徴し、その者と契約を締結していた。また、別途処分業務を処分業の許可を有する者へ委託したところ、適正な会計手続をとっていなかった。
- ・検査調書を作成していなかった。(警察本部)

○公表第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成21年11月20日

愛媛県監査委員 白石 友 一  
 同 明比 昭 治  
 同 河野 忠 康  
 同 和氣 政 次

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局	
総 務 企 画 部	平成21年 7月23日、 平成21年 7月27日
健 康 福 祉 環 境 部	平成21年 7月23日、 平成21年 7月24日、 平成21年 7月27日
四 国 中 央 保 健 所	平成21年 7月24日
産 業 経 済 部	平成21年 7月23日、 平成21年 7月27日
東 予 家 畜 保 健 衛 生 所	平成21年 7月23日
建 設 部	平成21年 7月24日
四 国 中 央 土 木 事 務 所	"
今 治 土 木 事 務 所	平成21年 7月27日
鹿 森 ダ ム 管 理 事 務 所	平成21年 7月24日
黒 瀬 ダ ム 管 理 事 務 所	"
玉 川 ダ ム 管 理 事 務 所	平成21年 7月27日
台 ダ ム 管 理 事 務 所	"
出 納 室	平成21年 7月23日

(監査の結果)

平成20年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
20年度	496,884,921	727,760,760	1,224,645,681	
19年度	482,803,381	648,547,784	1,131,351,165	
差引増減	14,081,540	79,212,976	93,294,516	

(総務企画部)

2 需用費の執行において、会計書類に記載した物品と異なる物品に差し替えて納入させた不適正な経理処理（4,914円分）が認められた。また、平成21年度においても、同様の事例（38,535円分）が認められた。(総務企画部)

3 職員（1名）の住居手当について、支給の終了を決定していたにもかかわらず支給したため、21,500円（平成21年3月分）が過支給となっていた。(健康福祉環境部)

4 旧新居浜保健サービスステーションから排出された産業廃棄物（レントゲン装置）の収集運搬処分に係る委託契約について、収集運搬業務と処分業務を一つの業務とした随意契約であったにもかかわらず、処分業務の許可を有しない者から見積りを徴し、その者と契約を締結していた。また、別途処分業務を処分業務の許可を有する者へ委託したところ、適正な会計手続をとっていなかった。(健康福祉環境部)

- 5 需用費の執行において、会計書類に記載した物品と異なる物品に差し替えて納入させた不適正な経理処理（5,806円分）が認められた。(健康福祉環境部（西条保健所）)
- 6 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保に努められたい。

調定年度	債 務 者	収入未済額（円）	備 考
20年度	3 者	104,000	

(健康福祉環境部)

- 7 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
20年度	3,395,844	5,116,352	8,512,196	
19年度	2,344,347	3,331,282	5,675,629	
差引増減	1,051,497	1,785,070	2,836,567	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
20年度	150,328	363,048	513,376	
19年度	150,328	212,720	363,048	
差引増減	0	150,328	150,328	

(健康福祉環境部)

- 8 需用費の執行において、会計書類に記載した物品と異なる物品に差し替えて納入させた不適正な経理処理（13,500円分）が認められた。(健康福祉環境部（今治保健所）)
- 9 需用費の執行において、正規の会計処理を行わないまま取引業者に随時物品を納入させ、後日、納入させた物品とは異なる会計書類を作成し、それらの費用を一括して支払う不適正な経理処理（137,046円分）が認められた。(四国中央保健所)
- 10 需用費の執行において、会計書類に記載した物品と異なる物品に差し替えて納入させたほか、それとは異なる物品の修繕に差し替えた不適正な経理処理（39,521円分）が認められた。(産業経済部（産業振興課）)

- 11 物品納入のため取引業者に保有させていた預け金（14,364円）が認められた。(産業経済部)

- 12 需用費の執行において、会計書類に記載した物品と異なる物品に差し替えて納入させた不適正な経理処理（20,453円分）が認められた。(産業経済部（今治支局森林林業課）)

- 13 住宅貸付料について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
20年度	3,580,700	2,675,800	6,256,500	
19年度	3,236,200	747,600	3,983,800	
差引増減	344,500	1,928,200	2,272,700	

(建設部)

- 14 契約解除に伴う前払金余剰額に対する利息（工事請負契約に伴うもの。）について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債 務 者	収入未済額 (円)	備 考
19年度	1 者	115,688	

(建設部)

15 物品納入のため取引業者に保有させていた預け金(5,279,822円)が認められたほか、預け金からの物品納入等(159,945円分)があった。

(建設部)

16 住宅貸付料について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
20年度	2,270,700	3,394,000	5,664,700	
19年度	2,106,100	2,313,000	4,419,100	
差引増減	164,600	1,081,000	1,245,600	

(今治土木事務所)

17 違約金(工事請負契約及び設計委託業務に伴うもの。)について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債 務 者	収入未済額 (円)	備 考
13年度	1 者	94,500	
14年度	1 者	15,225	
計	2 者	109,725	

(今治土木事務所)

18 契約解除に伴う前払金余剰額に対する利息(工事請負契約に伴うもの。)について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債 務 者	収入未済額 (円)	備 考
14年度	1 者	37,925	

(今治土木事務所)

○公表第33号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成21年11月20日

愛媛県監査委員 白石 友一  
同 明比 昭治  
同 河野 忠康  
同 和氣 政次

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局	
総 務 企 画 部	平成21年7月28日
健 康 福 祉 環 境 部	"
産 業 経 済 部	平成21年7月28日、 平成21年7月29日
中 予 家 畜 保 健 衛 生 所	平成21年7月28日
建 設 部	平成21年7月29日
久 万 高 原 土 木 事 務 所	"
出 納 室	平成21年7月28日

(監査の結果)

平成20年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
20年度	912,979,518	1,549,059,053	2,462,038,571	
19年度	773,900,522	1,468,405,958	2,242,306,480	
差引増減	139,078,996	80,653,095	219,732,091	

(総務企画部)

2 需用費の執行において、会計書類に記載した物品の購入を、それは異なる物品の修繕に差し替えた不適正な経理処理(16,485円分)が認められた。

(健康福祉環境部)

3 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
20年度	758,456	354,680	1,113,136	
19年度	260,000	224,680	484,680	
差引増減	498,456	130,000	628,456	

(健康福祉環境部)

4 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
20年度	796,046	3,757,084	4,553,130	
19年度	640,797	3,495,909	4,136,706	
差引増減	155,249	261,175	416,424	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
20年度	0	1,728,264	1,728,264	
19年度	128,400	1,653,364	1,781,764	
差引増減	128,400	74,900	53,500	

(健康福祉環境部)

5 違約金(工事請負契約に伴うもの。)について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債 務 者	収入未済額 (円)	備 考
13年度	1 者	3,965,000	

(産業経済部)

6 契約解除に伴う前払金余剰額に対する利息(工事請負契約に伴うもの。)について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債 務 者	収入未済額 (円)	備 考
16年度	1 者	97,016	

(産業経済部)

7 需用費の執行において、会計書類に記載した物品と異なる物品に差し替えて納入させた不適正な経理処理(31,290円分)が認められた。

(産業経済部)

8 職員(5名)の同一週を超えた週休日の振替等に伴う超過勤務手当について、計106,892円(平成20年6月分及び同年8月から21年3月までの分)が支給不足となっていた。

(産業経済部)

9 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	19,547,700	42,291,580	61,839,280	
19年度	18,773,400	40,357,080	59,130,480	
差引増減	774,300	1,934,500	2,708,800	

(建設部)

10 違約金(工事請負契約に伴うもの。)について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債 務 者	収入未済額 (円)	備 考
13年度	1 者	970,150	
19年度	2 者	97,600	
計	3 者	1,067,750	

(建設部)

11 損害弁償金について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債 務 者	収入未済額 (円)	備 考
19年度	1 者	633,000	

(建設部)

12 契約解除に伴う前払金余剰額に対する利息(工事請負契約に伴うもの。)について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債 務 者	収入未済額 (円)	備 考
19年度	1 者	17,788	

(建設部)

13 職員(1名)の通勤手当について、人事委員会の運用通知に基づき最短の経路でなく社会通念上合理的と認める経路について認定するときは、職員からの十分な検討材料の提供を受けて総合的に判断しなければならないとされているところ、十分な検討がないまま届出のあった通勤経路を認定したことにより、計38,400円(平成20年4月から21年3月までの12か月分)が過支給となっていた。

(建設部)

14 物品納入のため取引業者に保有させていた預け金(3,270,775円)が認められた。

(建設部)

15 平成19年度に納入のあった物品(134,685円分)について、20年度予算で支出していた上、会計書類に記載した物品と異なる物品に差し替えて納入させた不適正な経理処理(67,620円分)が認められた。

(建設部)

16 郵便切手について、金庫に保管されたまま認知されていなかったもの(710,110円分)が認められた。

(建設部)

○公表第34号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成21年11月20日

愛媛県監査委員 白石 友一  
同 明比 昭治  
同 河野 忠康  
同 和氣 政次

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局	
総 務 企 画 部	平成21年8月7日、平成21年8月10日
健 康 福 祉 環 境 部	平成21年8月7日、平成21年8月10日
産 業 経 済 部	平成21年8月7日、平成21年8月11日
南 予 家 畜 保 健 衛 生 所	平成21年8月7日
建 設 部	平成21年8月10日
大 洲 土 木 事 務 所	平成21年8月7日
八 幡 浜 土 木 事 務 所	"
西 予 土 木 事 務 所	"
愛 南 土 木 事 務 所	平成21年8月11日
須 賀 川 ダ ム 管 理 事 務 所	平成21年8月10日
山 財 ダ ム 管 理 事 務 所	"
出 納 室	平成21年8月11日

(監査の結果)

平成20年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	208,719,749	309,045,854	517,765,603	
19年度	212,210,054	248,491,473	460,701,527	
差引増減	3,490,305	60,554,381	57,064,076	

(総務企画部)

2 需用費の執行において、会計書類に記載した物品と異なる物品に差し替えて納入させた不適正な経理処理(28,409円分)が認められた。

(総務企画部)

3 郵便切手について、施錠ロッカーに保管されたまま認知されていなかったもの(4,415,324円分)が認められた。

(総務企画部)

4 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	3,767,411	3,070,922	6,838,333	
19年度	2,964,672	215,000	3,179,672	
差引増減	802,739	2,855,922	3,658,661	

(健康福祉環境部(地域福祉課))

5 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
20年度	2,187,774	3,671,820	5,859,594	
19年度	1,822,088	3,206,588	5,028,676	
差引増減	365,686	465,232	830,918	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
20年度	49,382	1,600,446	1,649,828	
19年度	0	1,600,446	1,600,446	
差引増減	49,382	0	49,382	

(健康福祉環境部)

6 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
20年度	591,082	247,000	838,082	
19年度	272,000	55,000	327,000	
差引増減	319,082	192,000	511,082	

(健康福祉環境部(八幡浜支局福祉室))

7 本庁で一括して賃貸借契約をして配備したプリンタについて、賃貸業者が修理を含む保守・点検を行う契約内容であったにもかかわらず別の業者に修理をさせたため、本来負担する必要のない修理費用28,350円を支出していた。(産業経済部)

8 農地活用普及事業に係る先進地視察に参加した者の旅費(5名分、114,500円)について、資金前渡担任者に前渡資金が支払われていたにもかかわらず、その者が自費で立て替えて支払っていた。(産業経済部)

9 住宅貸付料について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
20年度	1,254,100	1,211,900	2,466,000	
19年度	1,021,400	1,055,000	2,076,400	
差引増減	232,700	156,900	389,600	

(建設部)

10 草刈作業車のリース契約について、当初契約時、他に草刈機能を有する車両が販売されていたにもかかわらず、経済性を比較検討することなく長期継続契約を締結していた。(建設部)

11 消耗品(プリンタ用トナー)について、使用可能な機器がないにもかかわらず購入されていた。(建設部)

12 住宅貸付料について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
20年度	0	558,200	558,200	
19年度	471,800	162,400	634,200	
差引増減	471,800	395,800	76,000	

(大洲土木事務所)

13 違約金(工事請負契約に伴うもの。)について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債 務 者	収入未済額(円)	備 考
20年度	1者	46,725	

(大洲土木事務所)

14 契約解除に伴う前払金余剰額に対する利息(工事請負契約に伴うもの。)について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債 務 者	収入未済額(円)	備 考
20年度	1者	7,377	

(大洲土木事務所)

15 住宅貸付料について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
20年度	207,200	1,144,300	1,351,500	
19年度	484,300	1,144,300	1,628,600	
差引増減	277,100	0	277,100	

(八幡浜土木事務所)

16 物品納入のため取引業者に保有させていた預け金(834,026円)が認められた。(八幡浜土木事務所)

17 物品納入のため取引業者に保有させていた預け金(31,613円)が認められた。(西予土木事務所)

○公表第35号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成21年11月20日

愛媛県監査委員 白石 友一  
同 明比 昭治  
同 河野 忠康  
同 和氣 政次

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 京 事 務 所	平成21年5月15日
研 修 所	平成21年5月21日
消 防 学 校	平成21年1月15日
消 費 生 活 セ ン タ ー	平成21年5月21日
医 療 技 術 大 学	平成21年5月13日
中 央 児 童 相 談 所	平成21年5月21日
東 予 児 童 相 談 所	平成21年5月12日
南 予 児 童 相 談 所	平成21年4月28日

食肉衛生検査センター	平成21年1月7日
動物愛護センター	平成21年5月11日
衛生環境研究所	平成21年5月21日
心と体の健康センター	"
歯科技術専門学校	平成21年1月7日
看護専門学校	平成21年5月11日
身体障害者更生相談所	"
婦人相談所	"
知的障害者更生相談所	平成21年5月21日
子ども療育センター	平成21年5月13日
えひめ学園	平成21年5月12日
計量検定所	平成21年5月11日
産業技術研究所	平成21年5月11日、 平成21年5月12日、 平成21年5月13日
繊維産業技術センター	平成21年5月11日
紙産業技術センター	平成21年5月12日
窯業技術センター	平成21年5月11日
新居浜高等技術専門学校	平成21年5月12日
今治高等技術専門学校	平成21年4月28日
松山高等技術専門学校	平成21年5月11日
宇和島高等技術専門学校	"
大阪事務所	"
病害虫防除所	平成21年5月21日
農業大学校	"
農林水産研究所	平成21年1月7日、 平成21年1月15日、 平成21年4月28日、 平成21年5月11日、 平成21年5月21日
果樹研究センター	平成21年1月15日
畜産研究センター	平成21年1月7日
林業研究センター	平成21年5月11日
水産研究センター	平成21年4月28日
栽培資源研究所	平成21年5月11日
家畜病性鑑定所	"

(監査の結果)

平成20年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 授業料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	267,900	310,500	578,400	平成20年12月31日現在(対前年同月比)
19年度	1,607,400	357,900	1,965,300	
差引増減	1,339,500	47,400	1,386,900	

(医療技術大学)

2 職員(1名)の旅費について、宿泊の必要がなかったため、宿泊料13,100円が過支給となっていた。(医療技術大学)

3 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	5,128,640	49,008,463	54,137,103	平成20年12月31日現在(対前年同月比)
19年度	5,103,810	51,852,523	56,956,333	
差引増減	24,830	2,844,060	2,819,230	

(中央児童相談所)

4 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	1,003,390	10,390,008	11,393,398	平成20年12月31日現在(対前年同月比)
19年度	920,540	12,691,880	13,612,420	
差引増減	82,850	2,301,872	2,219,022	

(東予児童相談所)

5 職員(1名)の通勤手当について、人事委員会の運用通知に基づき最短の経路でなく社会通念上合理的と認める経路について認定するときは、職員からの十分な検討材料の提供を受けて総合的に判断しなければならないとされているところ、十分な検討がないまま届出のあった通勤経路を認定したことにより、計25,300円(平成20年4月から21年2月までの11か月分)が過支給となっていた。(東予児童相談所)

6 児童福祉施設入所措置費負担金の未収金について、消滅時効が完成した納付金を県会計規則に定める手続をとることなく他の同未収金に充当し収納していた。(東予児童相談所)

7 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	868,020	5,446,980	6,315,000	平成21年1月31日現在(対前年同月比)
19年度	743,410	6,017,280	6,760,690	
差引増減	124,610	570,300	445,690	

(南予児童相談所)

8 子ども療育センター利用料金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	1,591,501	1,165,686	2,757,187	平成20年12月31日現在(対前年同月比)
19年度	1,456,141	184,503	1,640,644	
差引増減	135,360	981,183	1,116,543	

(子ども療育センター)

9 感染性産業廃棄物の収集運搬処分に係る委託契約について、収集運搬業務と処分業務を一つの業務とした随意契約であったにもかかわらず、処分業務の許可を有しない者から見積りを徴し、その者と契約を締結していた。また、別途処分業務を処分業務の許可を有する者へ委託したところ、適正な会計手続をとっていなかった。

(子ども療育センター)

10 需用費の執行において、会計書類に記載した物品と異なる物品に差

し替えて納入させた不適正な経理処理(99,193円分)が認められた。  
(子ども療育センター)

11 需用費の執行において、会計書類に記載した物品と異なる物品に差し替えて納入させた不適正な経理処理(55,781円分)が認められた。  
また、平成21年度においても、同様の事例(15,750円分)が認められた。  
(産業技術研究所)

12 ホームページにおいて、使用料及び手数料について誤った金額などが掲載されていたので、適確な広報に努められたい。  
(繊維産業技術センター)

13 低真空走査型電子顕微鏡保守点検業務委託契約について、業務実施状況によって委託料の変動が想定される契約内容であるところ、業務量が契約内容に比べて減少していたにもかかわらず契約書に精算条項を規定していなかったため、実質的に委託料が過大となっていた。  
(紙産業技術センター)

14 平成20年11月21日に発生した火災により、建物施設、附帯設備、備品等が焼損するなどの多額の被害が生じているので、職員に対して防災意識高揚のための指導・教育を励行するなど、火災事故の再発防止に万全を期されたい。  
(農林水産研究所)

15 公用車による人身事故があったので、当該事故を厳粛に受け止め、職員に対して交通法規遵守を徹底し、車両の安全運行に万全を期されたい。  
(農林水産研究所)

16 給与資金前渡担任者の預金口座について、当該口座の通帳を紛失していたほか、県会計規則に定める引継ぎが行われていなかった。  
(農林水産研究所)

新居浜南高等学校	平成21年2月6日
新居浜工業高等学校	"
新居浜商業高等学校	"
西条高等学校	"
西条農業高等学校	"
小松高等学校	"
東予高等学校	"
丹原高等学校	"
今治西高等学校	平成21年2月17日
今治南高等学校	平成21年2月6日
今治北高等学校	平成21年2月17日
今治工業高等学校	平成21年2月6日
伯方高等学校	平成21年2月17日
弓削高等学校	"
北条高等学校	平成21年1月7日
松山東高等学校	"
松山南高等学校	"
松山北高等学校	"
松山中央高等学校	"
松山工業高等学校	平成21年1月15日
松山商業高等学校	"
東温高等学校	平成21年1月7日
上浮穴高等学校	平成21年2月6日
小田高等学校	"
伊予農業高等学校	"
伊予高等学校	"
中山高等学校	"
大洲高等学校	平成21年1月22日
大洲農業高等学校	"
長浜高等学校	平成21年1月7日
内子高等学校	"
八幡浜高等学校	"
八幡浜工業高等学校	"
川之石高等学校	平成21年1月13日
三崎高等学校	"
三瓶高等学校	平成21年1月7日
宇和高等学校	平成21年1月13日
野村高等学校	"
宇和島東高等学校	平成21年2月6日
宇和島水産高等学校	"
吉田高等学校	"
三間高等学校	"
北宇和高等学校	"
津島高等学校	"
南宇和高等学校	"
今治東中等教育学校	"

○公表第36号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成21年11月20日

愛媛県監査委員 白石友一  
同 明比昭治  
同 河野忠康  
同 和氣政次

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中予教育事務所	平成21年5月11日
東予教育事務所	平成21年4月28日
南予教育事務所	平成21年5月11日
総合教育センター	平成21年5月13日
生涯学習センター	平成21年5月11日
総合科学博物館	平成21年4月28日
歴史文化博物館	平成21年1月22日
図書館	平成21年1月7日
博物館	"
えひめ青少年ふれあいセンター	平成21年5月11日
美術館	平成21年1月15日
川之江高等学校	平成21年2月6日
三島高等学校	平成21年2月17日
土居高等学校	"
新居浜東高等学校	平成21年2月13日
新居浜西高等学校	"

松山西中等教育学校	平成21年1月7日
宇和島南中等教育学校・高等学校	平成21年2月6日
松山盲学校	平成21年1月7日
松山聾学校	平成21年1月15日
宇和聾学校	平成21年1月13日
しげのぶ特別支援学校	平成21年1月15日
第三養護学校	”
今治養護学校	平成21年2月6日
宇和養護学校	平成21年1月7日

(監査の結果)

平成20年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 行政財産(ミュージアムショップ)の使用許可について、実際の使用面積が許可面積(69.23㎡)より2.59㎡過大となっていた。

(総合科学博物館)

2 プラネタリウム設備保守点検業務委託契約について、予定価格の積算のうち、臨時点検の業務量(人数・回数)が実績に比べてかい離していたので、より妥当性・合理性のある積算方法を検討されたい。

(総合科学博物館)

3 行政財産(ミュージアムショップ)の使用許可について、実際の使用面積が許可面積(36.85㎡)より10.38㎡過大となっていた。

(美術館)

4 グラウンド東側ブロック塀改修工事(第1号)について、当該ブロック塀の壁頂部鉄筋の末端が、建築基準法施行令第62条の8第6号に従い設計した図面どおり施工されていなかった。

(新居浜東高等学校)

5 入学金及び授業料に係る現金収納事務について、次のとおり改善を要する点があった。

・入学金の現金領収書について、これを書き損じたときはその各葉に「廃棄」と朱書しておかなければならないところ、書き損じたものを紛失していた。

・入学金の現金領収書について、別の生徒の氏名を記載し誤って発行していたものがあった。

・授業料の現金領収書について、県会計規則に定める現金領収書を交付しているにもかかわらず、非県会計の同窓会費等を収納したときに発行している任意の領収書においても、授業料を含めた金額を記載し交付していた。

(新居浜西高等学校)

6 現金支給する職員(3名)の給与について、給料の支給定日を1日遅延して支給していたほか、給与明細書への受領者の押印を徴しておらず、また給与資金前渡担任者による精算手を怠っていた。

(東予高等学校)

7 需用費の執行において、会計書類に記載した物品と異なる物品に差し替えて納入させた不適正な経理処理(27,300円分)が認められた。

(上浮穴高等学校)

8 需用費の執行において、会計書類に記載した物品と異なる物品に差し替えて納入させた不適正な経理処理(95,550円分)が認められた。

(宇和島東高等学校)

9 職員(2名)の通勤手当について、人事委員会の運用通知に基づき最短の経路でなく社会通念上合理的と認める経路について認定するときは、職員からの十分な検討材料の提供を受けて総合的に判断しなければならないとされているところ、十分な検討がないまま届出のあった通勤経路を認定したこと、通勤に要する運賃等の額に変更があったにもかかわらずこの届出がなかったことにより、計27,942円(平成20年4月から12月までの9か月分)が過支給となっていた。

(しげのぶ特別支援学校)

○公表第37号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成21年11月20日

愛媛県監査委員 白石友一  
 同 明比昭治  
 同 河野忠康  
 同 和氣政次

監査対象機関	監査年月日
四国中央警察署	平成21年4月15日
新居浜警察署	平成21年4月10日
西条警察署	平成21年4月15日
西条西警察署	平成21年4月10日
今治警察署	平成21年4月15日
伯方警察署	平成21年4月10日
松山東警察署	平成21年4月15日
松山西警察署	平成21年4月10日
松山南警察署	平成21年1月15日
久万高原警察署	平成21年4月10日
伊予警察署	平成21年4月15日
大洲警察署	平成21年1月7日
八幡浜警察署	平成21年1月13日
西予警察署	平成21年1月7日
宇和島警察署	平成21年4月10日
愛南警察署	平成21年4月20日

(監査の結果)

平成20年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 職員(1名)の住居手当について、共益費及び駐車料を含めて家賃の額を算定したため、計38,500円(平成20年4月から21年2月までの11か月分)が過支給となっていた。

(松山東警察署)

2 職員の不注意により警察車両による事故が多発(6件)し、当該車両の廃車及び毀損、相手車両等の毀損があったので、事故防止を徹底されたい。

(松山東警察署)

○公表第38号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成21年11月20日

愛媛県監査委員 白石友一  
 同 明比昭治  
 同 河野忠康

監査対象機関	監査年月日
公営企業管理局	
総務課	平成21年6月15日
発電工水課	”
県立病院課	”



銅 山 川 発 電 所	平成21年 6月 9日
松 山 発 電 工 水 管 理 事 務 所	平成21年 6月10日
今 治 地 区 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所	"
西 条 地 区 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所	平成21年 6月11日
中 央 病 院	平成21年 6月15日
今 治 病 院	平成21年 6月10日
三 島 病 院	平成21年 6月 9日
南 宇 和 病 院	平成21年 6月 8日
新 居 浜 病 院	平成21年 6月11日

(監査の結果)

平成20年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 工業用水道事業

(1) 県下3工業用水道事業のうち、松山・松前地区工業用水道事業については、給水先が大口で給水実績も堅調であり、経営成績は安定しているが、今治地区工業用水道事業については、給水能力に見合う契約給水量の確保により経営成績自体は安定しているものの、実績給水量の減少傾向が続いている。このため、給水契約の維持や新規需要の開拓など、事業の安定を持続させるための取組が必要である。

西条地区工業用水道事業については、造成土地の売却が収益に寄与したものの、構造的には平成21年度以降も大幅な赤字が続くと見込まれ、依然として厳しい経営状況にある。このため、引き続き、新規需要の開拓等に努力を払われない。

附帯事業(土地造成事業)については、当年度は、県内外の企業6社に約8.5万㎡を売却したところであるが、今後とも未処分地約12万㎡の早期売却等に努められたい。

(2) 営業未収金(納期到来分)について、早期回収に一層努められたい。

(平成21年3月31日現在 単位:円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
西条地区工業用水道 給水料金	5,309,116	0	5,309,116
今治地区工業用水道 給水料金	1,613,178	0	1,613,178
計	6,922,294	0	6,922,294

(3) 営業外未収金(納期到来分)について、早期回収に、より一層努められたい。

(平成21年3月31日現在 単位:円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
西条地区工業用水道 超過料金	224,064	0	224,064
西条地区工業用水道 壬生川幹線工事負担 金	1,388,852	538,281	1,927,133
計	1,612,916	538,281	2,151,197

(4) 附帯事業未収金について、早期回収に一層努められたい。

(平成21年3月31日現在 単位:円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
造成土地売却等に伴 う割賦代金・割賦利 息・賃賃料	2,258,569	1,974,858	4,233,427

(5) 需用費の執行において、会計書類に記載した物品と異なる物品に差し替えて納入させた不適正な経理処理(94,500円分)が認められた。また、平成21年度においても、同様の事例(73,080円分)が認

められた。(銅山川発電所)

(6) 需用費の執行において、会計書類に記載した物品と異なる物品に差し替えて納入させた不適正な経理処理(67,567円分)が認められた。また、平成21年度においても、同様の事例(25,525円分)が認められた。(今治地区工業用水道管理事務所)

2 病院事業

(1) 経営成績は、前年度の純損失8億905万円より6億円余り悪化し、14億1,361万円の純損失となっている。

また、累積欠損金も前年度の185億9,065万円から、当年度末には200億427万円に増加しており、企業債等の借入残高270億円余とあわせ、非常に厳しい財務状況となっている。

このため、医師・看護師の確保を図ることによって、患者数の増加及び病床利用の向上による収益の増加を目指すとともに、業務全般にわたる費用の抑制・縮減に努めることによって、経営収支を改善し、さらに地域医療の中核施設として県民医療の確保を図りながら、経営健全化に向けて取り組むことを期待する。

(2) 個人医業未収金(納期到来分)について、早期回収に、より一層努められたい。

(平成21年3月31日現在 単位:円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
中央病院	201,599,852	62,742,498	264,342,350
今治病院	50,649,963	21,627,110	72,277,073
三島病院	18,089,312	2,957,167	21,046,479
南宇和病院	29,393,883	4,681,050	34,074,933
新居浜病院	37,928,088	17,128,225	55,056,313
計	337,661,098	109,136,050	446,797,148

(3) 医業外未収金(納期到来分)について、早期回収に、より一層努められたい。

(平成21年3月31日現在 単位:円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
中央病院	953,892	10,799,816	11,753,708
今治病院	127,280	57,050	184,330
三島病院	59,530	2,880	62,410
南宇和病院	93,770	39,060	132,830
新居浜病院	180,550	56,401	236,951
計	1,415,022	10,955,207	12,370,229

(4) 廃止された北宇和病院に係る個人医業未収金及び医業外未収金について、早期回収に引き続き努められたい。

(平成21年3月31日現在 単位:円)

区 分	未 収 金	備 考
個人医業未収金	7,199,760	
医業外未収金	901,153	
計	8,100,913	

(5) 県立病院看護職員修学奨励金返納金に係る未収金について、早期回収に努められたい。

(平成21年3月31日現在 単位:円)

調定年度	債 務 者	未 収 金	備 考
12年度	1者	40,000	

13年度	1者	30,000	実債務者数1者
14年度	1者	322,000	
計	3者	392,000	

- (6) 院内保育所運営業務委託契約について、月間管理費の総価による随意契約（1者見積り）として見積りを徴したにもかかわらず、保育内容や保育児童数の実績によって月額委託料を算定する単価契約を締結していた。（中央病院）
- (7) 需用費の執行において、会計書類に記載した物品と異なる物品に差し替えて納入させた不適正な経理処理（32,550円分）が認められた。（三島病院）
- (8) 職員（2名）の通勤手当について、人事委員会の運用通知に基づき最短の経路でなく社会通念上合理的と認める経路について認定するときは、職員からの十分な検討材料の提供を受けて総合的に判断しなければならないとされているところ、十分な検討がないまま届出のあった通勤経路を認定したことにより、計52,900円（平成20年4月から21年3月までの12か月分）が過支給となっていた。（新居浜病院）
- (9) 現金支給する職員（1名）の期末手当及び勤労手当について、これらの支給日を9日遅延して支給していたほか、このために発生した給与資金前渡担任者預金口座の預金利子を収入していなかった。（新居浜病院）

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第9号

平成22年度愛媛県県立高等学校一般入学者選抜追検査実施要項を次のように定める。

平成21年11月20日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

平成22年度愛媛県県立高等学校一般入学者選抜追検査実施要項

1 目的

この要項は、新型インフルエンザが平成22年1月から3月にかけて流行するおそれがあることにかんがみ、これに対処するため、平成22年度愛媛県県立高等学校一般入学者選抜（以下「一般入学者選抜」という。）に係る追検査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 追検査の実施

- (1) 高等学校長は、当該県立高等学校に係る一般入学者選抜の入学志願者が、新型インフルエンザに罹患し、又はその疑い（急な発熱及びせき、のどの痛み等の症状をいう。以下同じ。）があったことその他やむを得ない事情により、一般入学者選抜の学力検査等（平成22年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項（平成21年10月愛媛県教育委員会告示第6号。以下「入学者選抜実施要項」という。）第3の5に規定する学力検査等をいう。以下同じ。）の全部又は一部を欠席した場合においては、この要項の定めるところにより、追検査を実施するものとする。
- (2) 追検査に係る検査教科の学力検査の成績並びに面接及び実技テストの結果は、それぞれ一般入学者選抜に係る当該検査教科の学力検査の成績並びに面接及び実技テストの結果とみなす。

3 受検手続

- (1) 一般入学者選抜の入学志願者は、新型インフルエンザに罹患し、又はその疑いがあったことその他やむを得ない事情により学力検査等の全部又は一部を欠席した場合において、追検査の受検を希望するときは、追検査受検願を在籍又は出身の中学校等（入学者選抜実施要項第3の3(1)アに規定する中学校等をいう。以下同じ。）又は中等教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経て（在籍及び出身の中学校等及び中等教育学校のない場合は、直接。(3)において同じ。）平成22年3月12日（金）正午までに志願先高等学校長に提出しなければならない。

- (2) 県立高等学校に係る一般入学者選抜の入学志願者は、追検査受検願に新型インフルエンザに罹患し、又はその疑いがあったことその他やむを得ない事情について、中学校長の証明を受けなければならない。ただし、中学校長を経由しない場合にあっては、医師の診断書又はそれを証する書類を添付しなければならない。
- (3) 高等学校長は、追検査受検願の提出があった場合は、当該提出をした者に対して直ちに、中学校長を経て、追検査の受検の可否を通知するものとする。

4 高等学校長の報告

- (1) 高等学校長は、追検査の実施の有無及び追検査の受検を承認した者（以下「追検査受検者」という。）の数を平成22年3月12日（金）16時までに教育長に報告するものとする。
- (2) (1)に定めるもののほか、高等学校長は、教育長が定めるところにより、追検査の実施状況その他の教育長が定める事項を報告するものとする。

5 学力検査、実技テスト及び面接の実施

追検査受検者に対して行う学力検査、実技テスト及び面接については、入学者選抜実施要項第3の5(1)から(3)までの規定を準用する。ただし、一般入学者選抜に係る学力検査等の一部を欠席した追検査受検者にとっては、当該欠席に係る検査教科の学力検査、実技テスト又は面接に限り、追検査を行う。

6 期日及び日程

期 日	時 間	教 科 等
平成22年 3月16日（火）	9:00～9:15	点呼、受検上の注意
	9:20～10:05	国 語
	10:15～10:40	国 語（作文）
	10:50～11:40	理 科
	11:50～12:40	社 会
	12:40～13:25	（昼 食）
	13:30～14:20	数 学
	14:30～15:30	英 語
15:40～	面 接 （工業に関するデザイン科 にあっては、実技テスト （30分）終了後に面接）	

7 検査場

検査場は、志願先の高等学校（本校又は分校）とする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、追検査の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

## ○愛媛県教育委員会告示第10号

平成22年度愛媛県立中等教育学校入学者選考追検査実施要項を次のように定める。

平成21年11月20日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

**平成22年度愛媛県立中等教育学校入学者選考追検査実施要項**

## 1 目的

この要項は、新型インフルエンザが平成22年1月から3月にかけて流行するおそれがあることにかんがみ、これに対処するため、平成22年度愛媛県立中等教育学校入学者選考（以下「入学者選考」という。）に係る追検査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 追検査の実施

(1) 中等教育学校長は、当該県立中等教育学校に係る入学者選考の入学者志願者（以下「入学者志願者」という。）が、新型インフルエンザに罹患し、又はその疑い（急な発熱及びせき、のどの痛み等の症状をいう。以下同じ。）があったことその他やむを得ない事情により、入学者選考の適性検査等（平成22年度愛媛県立中等教育学校入学者選考実施要項（平成21年10月愛媛県教育委員会告示第7号。以下「入学者選考実施要項」という。）8に規定する面接、作文及び適性検査をいう。以下同じ。）の全部又は一部を欠席した場合においては、この要項の定めるところにより、追検査を実施するものとする。

(2) 追検査に係る面接、作文及び適性検査の結果は、それぞれ入学者選考に係る面接、作文及び適性検査の結果とみなす。

## 3 受検手続

(1) 入学者志願者は、新型インフルエンザに罹患し、又はその疑いがあったことその他やむを得ない事情により適性検査等の全部又は一部を欠席した場合において、追検査の受検を希望するときは、追検査受検願を在籍の小学校等（入学者選考実施要項3(1)に規定する小学校等をいう。以下同じ。）の校長（以下「小学校長」という。）を経て、平成22年1月12日（火）正午までに志願先中等教育学校長に提出しなければならない。

(2) 入学者志願者は、追検査受検願に新型インフルエンザに罹患し、又はその疑いがあったことその他やむを得ない事情について、小学校長の証明を受けなければならない。

(3) 中等教育学校長は、追検査受検願の提出があった場合は、当該提出をした者に対して直ちに、小学校長を経て、追検査の受検の可否を通知するものとする。

## 4 中等教育学校長の報告

(1) 中等教育学校長は、追検査の実施の有無及び追検査の受検を承認した者（以下「追検査受検者」という。）の数を平成22年1月12日（火）16時までに教育長に報告するものとする。

(2) (1)に定めるもののほか、中等教育学校長は、教育長が定めるところにより、追検査の実施状況その他の教育長が定める事項を報告するものとする。

## 5 面接、作文及び適性検査の実施

追検査受検者に対して行う面接、作文及び適性検査については、入学者選考実施要項8の(1)から(3)までの規定を準用する。ただし、入学者選考に係る適性検査等の一部を欠席した追検査受検者にあつては、当該欠席に係る面接、作文及び適性検査に限り、追検査

を行う。

## 6 期日及び日程

期 日	時 間	教 科 等
平成22年 1月13日（水）	8:50	集 合 (志願先中等教育学校体育館)
	9:00～9:25	点呼、受検上の注意
	9:40～10:30	作 文
	10:50～11:50	適 性 検 査
	11:50～12:40	( 昼 食 )
	12:40～	面 接

## 7 検査場

検査場は、志願先の中等教育学校とする。

## 8 その他

この要項に定めるもののほか、追検査の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

## ○愛媛県教育委員会告示第11号

平成22年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜追検査実施要項を次のように定める。

平成21年11月20日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

**平成22年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜追検査実施要項**

## 1 目的

この要項は、新型インフルエンザが平成22年1月から3月にかけて流行するおそれがあることにかんがみ、これに対処するため、平成22年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜（以下「入学者選抜」という。）に係る追検査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 本科入学者選抜

## (1) 追検査の実施

ア 特別支援学校長は、当該県立特別支援学校高等部本科（普通科を除く。以下同じ。）に係る入学者選抜の入学者志願者が、新型インフルエンザに罹患し、又はその疑い（急な発熱及びせき、のどの痛み等の症状をいう。以下同じ。）があったことその他やむを得ない事情により、入学者選抜の学力検査等（平成22年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項（平成21年10月愛媛県教育委員会告示第8号。以下「入学者選抜実施要項」という。）第2の3に規定する学力検査並びに4に規定する面接及び適性検査をいう。以下2において同じ。）の全部又は一部を欠席した場合においては、この要項の定めるところにより、追検査を実施するものとする。

イ 追検査に係る検査教科の学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果は、それぞれ入学者選抜に係る当該検査教科の学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果とみなす。

## (2) 手続

ア 入学者選抜の入学者志願者は、新型インフルエンザに罹患し、又はその疑いがあったことその他やむを得ない事情により学力検査等の全部又は一部を欠席した場合において、追検査の

受検を希望するときは、追検査受検願を在籍又は出身の中学部等（入学者選抜実施要項第2の1(1)アに規定する中学部等をいう。以下同じ。）又は中等教育学校の校長（以下「中学部等校長」という。）を経て（在籍及び出身の中学部等及び中等教育学校のない場合は、直接。2(2)ウにおいて同じ。）、平成22年3月9日（火）正午までに志願先特別支援学校長に提出しなければならない。

イ 県立特別支援学校高等部本科に係る入学者選抜の入学志願者は、追検査受検願に新型インフルエンザに罹患し、又はその疑いがあったことその他やむを得ない事情について、中学部等校長の証明を受けなければならない。ただし、中学部等校長を経由しない場合であっても、医師の診断書又はそれを証する書類を添付しなければならない。

ウ 特別支援学校長は、追検査受検願の提出があった場合は、当該提出をした者に対して直ちに、中学部等校長を経て、追検査の受検の可否を通知するものとする。

### (3) 特別支援学校長の報告

ア 特別支援学校長は、追検査の実施の有無及び追検査の受検を承認した者（以下「追検査受検者」という。）の数を平成22年3月9日（火）16時までに教育長に報告するものとする。

イ アに定めるもののほか、特別支援学校長は、教育長が定めるところにより、追検査の実施状況その他の教育長が定める事項を報告するものとする。

### (4) 学力検査、面接及び適性検査の実施

追検査受検者に対して行う学力検査、面接及び適性検査については、入学者選抜実施要項第2の3(1)及び(2)並びに4(1)及び(2)の規定を準用する。ただし、入学者選抜に係る学力検査等の一部を欠席した追検査受検者であっても、当該欠席に係る検査教科の学力検査、面接又は適性検査に限り、追検査を行う。

### (5) 期日及び日程

追検査の期日は、平成22年3月15日（月）とし、その日程については、特別支援学校長が定める。

### (6) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校とする。

## 3 専攻科入学者選抜

### (1) 追検査の実施

ア 松山盲学校長は、当該高等部専攻科に係る入学者選抜の入学志願者が、新型インフルエンザに罹患し、又はその疑いがあったことその他やむを得ない事情により、入学者選抜の学力検査等（入学者選抜実施要項第3の3に規定する学力検査並びに4に規定する面接及び適性検査をいう。以下3において同じ。）の全部又は一部を欠席した場合においては、この要項の定めるところにより、追検査を実施するものとする。

イ 追検査に係る検査教科の学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果は、それぞれ入学者選抜に係る当該検査教科の学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果とみなす。

### (2) 手続

ア 入学者選抜の入学志願者は、新型インフルエンザに罹患し、又はその疑いがあったことその他やむを得ない事情により学力検査等の全部又は一部を欠席した場合において、追検査の受検を希望するときは、追検査受検願を在籍又は出身の高等部等（入学者選抜実施要項第3の1(1)アに規定する高等部等をいう。以下同じ。）の校長（以下「高等部等校長」という。）

を経て、（在籍及び出身の高等部等のない場合は、直接。3(2)ウにおいて同じ。）、平成22年3月9日（火）正午までに松山盲学校長に提出しなければならない。

イ 松山盲学校高等部専攻科に係る入学者選抜の入学志願者は、追検査受検願に新型インフルエンザに罹患し、又はその疑いがあったことその他やむを得ない事情について、高等部等校長の証明を受けなければならない。ただし、高等部等校長を経由しない場合であっても、医師の診断書又はそれを証する書類を添付しなければならない。

ウ 松山盲学校長は、追検査受検願の提出があった場合は、当該提出をした者に対して直ちに、高等部等校長を経て、追検査の受検の可否を通知するものとする。

### (3) 松山盲学校長の報告

ア 松山盲学校長は、追検査の実施の有無及び追検査の受検を承認した者（以下「追検査受検者」という。）の数を平成22年3月9日（火）16時までに教育長に報告するものとする。

イ アに定めるもののほか、松山盲学校長は、教育長が定めるところにより、追検査の実施状況その他の教育長が定める事項を報告するものとする。

### (4) 学力検査、面接及び適性検査の実施

追検査受検者に対して行う学力検査、面接及び適性検査については、入学者選抜実施要項第3の3(1)及び(2)並びに4(1)及び(2)の規定を準用する。ただし、入学者選抜に係る学力検査等の一部を欠席した追検査受検者であっても、当該欠席に係る検査教科の学力検査、面接又は適性検査に限り、追検査を行う。

### (5) 期日及び日程

追検査の期日は、平成22年3月15日（月）とし、その日程については、松山盲学校長が定める。

### (6) 検査場

検査場は、松山盲学校とする。

## 4 その他

この要項に定めるもののほか、追検査の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

## 雑 報

### ○公 告

#### 理容師国家試験及び美容師国家試験に関する公示

理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第1項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定に基づき、第21回理容師国家試験及び美容師国家試験を次のとおり実施する。

平成21年11月20日

財団法人理容師美容師試験研修センター

理事長 荒賀 泰 太

### 1 試験期日

- (1) 理容師実技試験 平成22年1月25日（月）
- (2) 美容師実技試験 平成22年2月1日（月）から
- (3) 理容師筆記試験、美容師筆記試験 平成22年3月7日（日）

### 2 試験地

愛媛県

### 3 試験会場

- (1) 理容師実技試験  
松山市一番町一丁目1番1号

専門学校 国際トータルビューティカレッジ

(2) 美容師実技試験

松山市小栗六丁目1番26号

愛媛県美容専門学校

(3) 筆記試験

松山市文京町3番

愛媛大学 教育学部講義棟

4 受験願書の配布場所

①理容師美容師養成学校

②松山市本町七丁目2番地

愛媛県本町ビル2階

財団法人理容師美容師試験研修センター四国ブロック事務所

5 受験願書の提出先

郵送受付のみ：申請書類一式を書留郵便で送付すること。

〔送付先〕

〒135 8507 東京都江東区有明三丁目1番地25

有明フロンティアビルB棟9階

財団法人理容師美容師試験研修センター

6 受験願書の受付期間

平成21年10月30日（金）から平成21年11月20日（金）まで（11月20日の消印有効）

7 詳細についての問い合わせ先

〒790 0811 松山市本町七丁目2番地

愛媛県本町ビル2階

財団法人理容師美容師試験研修センター四国ブロック事務所

電話 089 - 924 - 0804

F A X 089 - 989 - 1333